

設定用

農用地利用集積計画作成申出書

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

利用権の設定を行う者及び利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)第18条第2項に掲げる事項を下記のとおり協議し、双方同意しましたので、農用地利用集積計画を定めるよう申し出ます。また、農用地利用集積計画の提出にあたり、本申出書に含まれる情報を、法に基づく事務などに利用することを承諾します。

記

1 農用地利用集積計画に定めるべき事項

(1)利用権の設定を行う者、受ける者

Table with 4 columns: 貸し手(利用権の設定を行う者), 借手(利用権の設定を受ける者), 住所, 氏名又は名, 同意印



(2)利用権の設定を行う土地(農地)及び内容等

Main table with 5 columns for land details: 所在地, 地番, 現況地目, 登記簿面積, 水張り面積, 新規・継続の別, 利用権の種類, 内容, 利用権の始期, 利用権の終期, 借賃, 登記簿上の所有者又は※1の相続関係人

※2 その他権利者の同意は裏面に記入をお願いします。

Table for other decision items: ①畦畔の管理は 借手・貸し手 が行う。 ②水路の管理は 借手・貸し手 が行う。 ③その他貸し手、借手の合意事項

2 法第18条第2項に定める共通事項(裏面)のとおり

3 利用権の設定を行う者、受ける者の農業経営の状況等

(1)貸し手の状況

Table for lender status: 氏名又は名称, TEL, 生年月日, 農業者年金の有無, 所属農会名, 世帯員数, 権利の設定を行う理由, 書類の郵送先

(2)借り手の状況

Table for borrower status: 氏名又は名称, TEL, 生年月日, 農業者年金の有無, 所属農会名, 通作距離, 所有農地, 専・兼業区分, 農業労働力, 主たる作物, 農作業従事日数(予定), 農機具の保有状況

※1 相続登記がされていない土地については、原則として法定相続人が貸し手となり、法定相続人が複数の場合には、法定相続人の共有地という位置づけになります。
※2 法第18条第3項第4号の規定により、利用権を設定する土地ごとに所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用収益権を有する者すべての同意が必要です。
※3 農業者年金を受給されている場合は、丹波篠山市農業委員会事務局で年金受給額に影響がないかご確認の上、ご提出ください。
※4 所属農会名欄は、農会毎の貸借状況や面積算出等に利用しますので、所属されている農会名のご記入をお願いします。

(裏 面)

農業経営基盤強化促進法第18条第2項に定める共通事項

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(貸し手、以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(借り手、以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、「農用地利用集積計画作成申出書」に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとし、定められた様式により丹波篠山市または丹波篠山市農業委員会に報告しなければならない。

(3) 転貸又は譲渡

乙は、原則、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び丹波篠山市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丹波篠山市が協議して定める。

(10) 解除条件付貸借の場合の追加事項 (農作業に150日以上従事できない個人および農地所有適格法人以外の法人が対象)

ア 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

イ 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会に農地法第6条の2に定めるところにより報告しなければならない。

ウ 丹波篠山市長による勧告

丹波篠山市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

(ウ) 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

エ 丹波篠山市長による農用地利用集積計画の取消

丹波篠山市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) 乙がウの勧告に従わなかったとき。

オ 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

カ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

※2に該当する同意欄 (本農用地利用集積計画作成申出書により利用権を設定する土地すべてについて同意します。)

住 所	氏 名	同意印	権利の種類
		印	
		印	
		印	

住 所	氏 名	同意印	権利の種類
		印	
		印	
		印	